

浜松科学館「みらいーらカフェ」利用規約

1. 本規約の適用

本規約は、浜松科学館カフェに「営業協力者」(以下「協力者」という。)として参加する者に適用する。本規約に記載のない事項に関しては、指定管理者(カフェ運営者:株式会社 SBS プロモーション。以下「運営者」という。)と協力者の間で協議の上決定する。

2. 運営者に関わる規約

(1)利用の条件

- ①協力者は、「みらいーらカフェ」(以下「カフェ」という。)の厨房で調理を行い、カフェエリアで飲食提供を行う。厨房は「飲食店」の営業許可を取得している。
- ②協力者は、厨房の備品を使用することが出来る。それ以外の飲食提供に必要な調理器具や食器類等は協力者が準備する。調理・販売・清掃等一連の作業に携わる人員の確保も協力者が手配する。
- ③協力者は、運営者に基本使用料(1日当たり3,000円※変動有。長期期間以外の平日は1,500円)・管理料(売上の5%)・光熱水費負担料を支払う。複数の協力者で利用した場合も基本使用料は同額とする。(※基本使用料・管理料は別途消費税を徴収する。)
- ④協力者は、飲食提供した日の営業終了後にその日のゴミを処理する。

(2)協力者の申込み方法

①参加申請書の提出

参加を希望する協力者は、浜松科学館「みらいーらカフェ」営業協力者参加申請書(様式1号)を提出する。提出された書類を元に、運営者で審査を行い、参加の可否を決定する。

②承認の連絡

①の書類を提出後、運営者が審査を行い、1週間以内にメールまたは電話にて審査結果を連絡する。

(3)営業協力日の決定

営業協力日については、運営者が協力者と調整をし、運営者が決定する。

同一の協力者が営業の継続を希望する場合は、協力者は翌月の営業希望日を1週間前までに申し出、運営者と協議のうえで営業日を決定する。

運営者は営業日を店頭及びウェブサイトに掲示する。

(4) 一日の運営方法

- ① 厨房を利用できるのは、運営日の開館時間内とする。
- ② 前日に材料・備品を持ち込むことは可能だが、前日が休館日の場合は除く。
- ③ 飲食物を提供する時間は、原則として 11 時から閉館時刻 30 分前までとする。
時間を変更したい場合は、運営者と相談の上決定する。
- ④ 協力者は飲食提供を開始する前や営業中、厨房や飲食エリアの清掃など、衛生管理を適切に行う。
- ⑤ 協力者は、一日の営業終了後に清掃および自身で持ち込んだ備品や消耗品の撤去を行う。油脂類を扱った際には、グリストラップの清掃も行う。
- ⑥ 協力者は、一日の営業終了後に調理室の備品について、破損や不具合がないかどうかを確認し、営業日報に記載の上運営者に提出する。
- ⑦ 調理・飲食に係るゴミは全て協力者自身で持ち帰る。

(5) 協力者が準備すべきもの

- ① 調理に必要な材料は、調味料も含め全て協力者が持ち込む。
- ② 調理時は調理に適した服装を心掛け、マスクやゴム手袋など衛生管理上必要な消耗品は協力者が用意する。
- ③ 食器や箸等も協力者が用意する。
- ④ 提供するメニューや価格を店頭に表示する。

(6) 設備・備品

協力者は、厨房にある設備・備品を使用することができる。

(7) 精算

- ① 価格
販売価格は、協力者が独自に設定し、運営者に共有する。なお、価格の記載は税込価格に統一する。
- ② 精算について
当日の売上については協力者が管理し、営業日報に記載し運営者に提出する。
運営者は協力者から提出された営業日報を確認し、基本使用料・管理料・光熱水費負担料を 1 月単位で請求する。

(8) 食中毒発生の場合の対応

協力者として提供した飲食物による食中毒が発生した場合は、運営者が施設の営業停止処分を受ける可能性がある。賠償金などが発生した場合は、協力者自身が負担する。

(9) 器物破損の場合の対応

- ① 協力者は一日の営業終了後に、必ず設備や備品の故障や破損がないか確認し、不具合が認められた場合は運営者に報告する。
- ② 協力者による器物の破損が認められた場合は、協力者に弁償していただく場合がある。

3. イベント開催

(1) イベント開催の条件

協力者がカフェスペースを使用し、イベントの開催を希望する場合は、下記条件を満たすことが必要。

- ① 事前に運営者に相談の上、企画書を提出すること。
- ② 運営者によって、「みらいーらカフェ」の趣旨や条件に当てはまると判断されること。

(2) 開催可能な日程

イベントを開催できる日時は、「みらいーらカフェ」の営業時間内とする。

4. 使用上および活動上の禁止事項

次の全てに関する行為を行うことを禁止する。禁止行為を行う、もしくは第三者による施設内での禁止行為に協力したと運営者が見なした協力者は契約解除の対象となる。

また、当施設の構造物、設備、備品を汚損、破損、紛失された場合はその損害を賠償していただく。

- (1) 「みらいーらカフェ」において衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は近隣の迷惑、妨害となるような営業その他の行為をすること。
- (2) 施設内に危険物及び重量物、腐敗物、ペットを持ち込むこと。
- (3) 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること。
- (4) 協力者が利用権を他者に無断で譲渡すること。
- (5) 公序良俗に反する活動を行うこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動を行うこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行うこと。
- (8) その他、不相当と当施設が認めた場合。

5. 災害対策、災害時の協力

災害発生時またはその恐れがあるとき、災害対策の為に必要と認められる時は、施設全体が協力する体制をとるため、運営者の指示に従い協力すること。

6. その他の条件

(1) 喫煙

- ・施設内は全エリア禁煙。

(2) 掃除

・カフェの厨房及び飲食に使用したテーブル等は、協力者自身で清掃すること。

(3) ゴミ

・調理及び飲食のゴミの処分は協力者自身で行う。

(4) 公共施設内空間の維持

・カフェ利用の際、浜松科学館での事業(サイエンスショー等)を妨げるほどの迷惑音を出す行為は禁止する。

・施設内での信仰宗教等の勧誘、ビラの配布等を禁止する。

7. 免責事項

以下の項目に該当する場合、運営者はその責任を負うことが出来ない。

(1) 天災、火災、その他不可抗力により施設の利用が困難になった場合の その利用に際する一切の損害。

(2) 協力者が禁止項目に違反し、当施設利用を謝絶することによって生じた一切の損害。

(3) 協力者および第三者の所有物や現金などの貴重品、その他これに類する物の盗難・毀損による一切の被害。

8. 規約の変更

本規約は事前の承諾なしに変更することがある。変更を行う場合には、変更後の本規約の内容を、運営者が適当と判断する方法によって、事前に告知するものとする。当該告知に基づき変更後の本規約の内容を掲示した時点をもって変更の効力が生じるものとする。

附則

本規約は令和 3 年 12 月7日から施行する。

(令和 5 年 4 月 1 日 一部改正)